

令和8年度	第 号	業務委託仕様書									
業務名	南伊勢町立学校特別支援教育支援業務委託										
履行場所	南伊勢町 地内						調査 令和 年 月 日				
							技師		係		
種 別	業務委託										
業務委託金額	金 円也 { 業務価格 円 消費税相当額 円						設計 令和 年 月 日				
							設計			検算	
履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日	長		巾		設計			検算		
業務の仕様・概要						委託の理由・備考					
仕様 別紙のとおり						南伊勢町立学校に在籍する発達障害を含む障害のある子どもたちを適切に支援することが求められる中、教師のマンパワーだけでは十分な支援が困難なところ、特別支援教育支援業務を委託することにより、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助、及び学習活動上のサポートを行う。					

名称	数量	単位	単価	金額	備考
令和8年度					
南伊勢町立学校特別支援教育支援業務委託					
1 小学校	1	式	-		内訳明細書①
2 中学校	1	式	-		内訳明細書②
業務価格					千円止
消費税相当額					10%
業務委託金額				0	

内 訳 明 細 書

名称	単価	時間	日数	人数	金額	備考
南伊勢町立学校特別支援教育支援業務委託						
1 小学校						
01.南島西小学校		6	198	1		
02.南勢小学校		6	198	4		
小計						・・・①
2 中学校						
01.南勢中学校		6	198	2		
02.南島中学校		6	198	1		
小計						・・・②

## 業務委託仕様書

1. 委託業務名  
南伊勢町立学校特別支援教育支援業務委託

2. 本業務の目的  
発達障害を含む障害のある子どもたちを適切に支援することが求められる中、教師のマンパワーだけでは十分な支援が困難なところ、特別支援教育支援員（以下「支援員」という。）を配置することにより、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助及び学習活動上のサポートを行う。

3. 委託期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容  
別紙参照

5. 対象学校及び人数

学校名	所在地	人数
南島西小学校	南伊勢町村山 1036	1人
南勢小学校	南伊勢町五ヶ所浦 3755-4	4人
南勢中学校	南伊勢町船越 2100	2人
南島中学校	南伊勢町東宮 1033	1人

6. 業務時間及び業務日数等  
(1) 業務時間  
7 時 30 分から 16 時 30 分までの間の 6 時間/日

※ 各校によって、登下校時間等形態が異なるため、業務履行前に要協議

(2) 業務日数：年間198日(予定)

月	日数	月	日数
4月	18日	10月	21日
5月	18日	11月	19日
6月	22日	12月	18日
7月	13日	1月	15日
8月	0日	2月	18日
9月	19日	3月	17日

(3) 学校休業日

- ・土日祝日
- ・学年始休業日 4月1日から4月5日
- ・夏季休業日 7月21日から8月31日
- ・冬季休業日 12月25日から1月7日
- ・学年末休業日 3月25日から3月31日

(4) 週休日の振替

運動会等の学校行事を土日祝祭日に開催する場合は、業務を要するため、別に校長が定める振替休日の日に振り替える。

7. 業務報告

受託者は、毎月の実績を翌月5日までに、南伊勢町教育委員会事務局へ提出しなければならない。

8. 支払い

受託者は、毎月の実績報告と併せて、請求書を翌月5日までに南伊勢町教育委員会事務局へ提出しなければならない。  
南伊勢町教育委員会事務局は、同月20日までに支払うものとする。

9. 守秘義務

受託者(退職者を含む)は、受託期間中ならびに受託期間終了後を問わず、本業務において知り得た情報を、本業務の目的以外に使用してはならない。

## 10. 留意事項

- (1) 本件に係る業務を履行するにあたっては、南伊勢町会計規則等をはじめとする関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 業務従事者の選考については、特に有すべき資格はないが、教職員及び当該業務の職務経験者を優先すること。
- (3) 受託者は、業務従事者に対して、当該業務に関連する研修を年に1回以上実施しなければならない。
- (4) 業務の性質上、児童生徒どのかかわりに著しく問題が生じた場合、学校長の判断により、当該業務従事者の処遇について、受託者と協議することができるとができる。
- (5) 本業務の実施にあたり、必要となる資材の提供については、本町と協議を行う。
- (6) 支援員は、教員免許を保有していたとしても、授業を行うことはできない。

## 11. 疑義等について

その他、本仕様書に定めのない事項および、業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、本町と協議のうえ処理すること。また、具体的な作業スケジュール等については契約後別途協議にて決定する。

## 業 務 内 容

参考文献：「特別支援教育支援員」を活用するために  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（平成 19 年 6 月）  
（一部引用）

特別支援教育支援員は、小・中学校において校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師と連携の上、次のような役割があります。

### 1 基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助

- ・自分で食べることが難しい児童生徒の食事の介助をする。また、必要に応じて身支度の手伝い、食べこぼしの始末をする。
- ・衣服の着脱の介助を行う。一人でできる部分は見守り、完全にできないところもできるだけ自分の力で行うよう励ます。
- ・授業場所を離れられない教員の代わりに排泄の介助を行う。排泄を失敗した場合、児童生徒の気持ちを考慮しながら後始末をする。 等

### 2 発達障がいのある児童生徒に対する学習支援

- ・教室を飛びだして行く児童生徒に対して、安全確保や居場所の確認を行う。
- ・読み取りに困難を示す児童生徒に対して黒板の読み上げを行う。
- ・書くことに困難を示す児童生徒に対して代筆などを行う。
- ・聞くことに困難を示す児童生徒に対して教員の話を繰り返し返して聞かせる。
- ・学用品など自分の持ち物の把握が困難な児童生徒に対して整理場所を教える等の介助を行う。 等

### 3 学習活動、教室間移動等における介助

- ・車いすの児童生徒が学習の場所を移動する際に、必要に応じて車いすを押す。
- ・車いすの乗り降りを介助する。
- ・教員の指導補助として、制作、調理、自由遊びなどの補助を行う。

### 4 児童生徒の健康・安全確保関係

- ・視覚障害のある児童生徒の場合、体育の授業や図工、家庭科の実技を伴う場面(特にカッターナイフや包丁、火などを使う場面)で介助に入り、安全面の確保を行う。
- ・教師と他の子どもが活動している間、てんかんの発作が頻繁に起こるような児童生徒を把握する。

- ・他者への攻撃や自傷などの危険な行動の防止等の安全に配慮する。

#### 5 運動会(体育祭)、学習発表会、社会見学等の学校行事における介助

- ・視覚障害のある児童生徒に対し、運動会で長距離走のとき、一本のひもをお互いに持って同じペースで走って進行方向を示したり、学習発表会では舞台の袖に待機し、舞台から落ちないように見守る。
- ・社会見学等の時、慣れていない場所での移動や乗り物への乗降を介助する。

#### 6 周囲の児童生徒の障害理解促進

- ・支援を必要とする児童生徒に対する、友達としてできる支援や適切な接し方を担任と協力しながら周囲の児童生徒に伝える。
- ・支援を必要とする児童生徒に適切な接し方をしている児童生徒の様子を見かけたら、その場の状況に応じて賞賛する。
- ・支援を必要とする児童生徒の得意なことや苦手なこと、理解しにくい行動を取ってしまう理由などを、周囲の児童生徒が理解しやすいように伝える。

#### 7 その他公務に関すること

##### ○留意点

- ・個人情報の取り扱い

学校で行う指導や支援が信頼され、効果を上げていくためには、個人情報の取扱いが極めて重要です。

特別支援教育支援員は、児童生徒の重要な個人情報に触れる可能性が高いことから、児童生徒の障害の状態など、知り得た情報などについては、学校以外の場所で話題にしたり、保護者がいないときに勝手に本人に伝えたりするようなことは、敵に慎まなければなりません。

また、これは特別支援教育支援員として業務に携わっている期間のみならず、終了後も同様です。